平成３０年（フ）第５６０号
愛知県北名古屋市西之保南若57番地１
債務者　蒔田　　順
１　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小泉　　友
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１３号
長崎県諫早市仲沖町２番６号、旧住所長崎県雲仙市小浜町雲仙128番地
債務者　石田　直樹
１　決定年月日時　平成30年５月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福﨑　博孝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９８号
北海道士別市多寄町36線西１番地　多寄団地７－１
債務者　鈴木リヤ子
１　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金子　　舞
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４２９号
堺市北区新金岡町４丁２番５－105号
債務者　江中美香子
１　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小美野達之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１４７号
愛知県岡崎市中之郷町字下荒子48番地　市営中之郷荘　１
債務者　黒木　富子（旧姓原）
１　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　典子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
長崎県島原市中安徳町丁4266番地
債務者　髙木　宏敏
１　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川島　陽介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成３０年（フ）第９９６号
横浜市戸塚区舞岡町122番地５　ブールヴァル舞岡308号
債務者　青津　廣明
１　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　八郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２号
富山県高岡市御旅屋町102番地６
債務者　伊藤　栄紀
１　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　延野　俊浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２６号
岩手県奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目61番地１
債務者　高橋　正彦
１　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第１３９号
埼玉県本庄市見福４丁目２番12号　Ａ
債務者　梅木奈緒子
１　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１１５号
相模原市南区東林間１丁目25番２号　相模原荘401Ａ
債務者　石野　佳介
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１４７号
相模原市中央区横山台１丁目21番８号　花珠の家さがみ中央
債務者　水上　雪枝
成年後見人　古根村博和
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１５４号
相模原市緑区根小屋846番地16
債務者　金澤　明美
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１６０号
相模原市南区麻溝台７丁目24番55号　クレセントＵ102号
債務者　吉川やよい
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１６１号
相模原市南区南台４丁目３番４号　芙蓉コーポ202
債務者　古山　泰子
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１７５号
相模原市南区若松４丁目15番２号
債務者　澁谷　　凌
１　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第３５７号
埼玉県戸田市川岸３丁目４番16－207号、旧住所さいたま市見沼区大和田町１丁目1924番地１
債務者　水流　　浩
１　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係